

知って得する情報 かわら版



長岡けやき法律事務所
所長 杉森 芳博
弁護士
〒940-0061
長岡市城内町3-5-1 レーベン長岡207
TEL 0258-86-0275 FAX 0258-86-0276



製造物責任法上の賠償責任

製造物責任法では、製品の欠陥によって損害が生じた場合、製造業者等は被害者に対して損害を賠償する責任があることを定めています。今回のかわら版では、製造物責任法上の賠償責任が生じるケースについてご説明します。

【事例】

天板を閉じた状態で倉庫に収納されていた卓球台を体育館内に移動し、天板を水平に開く際に卓球台が倒れ、作業員が怪我をした。

その卓球台は、A社がドイツから輸入したもので、ドイツの工業製品基準に合格した国際競技用の高級品だった。

1. 製造業者等に責任が生じる場合

製造業者等が引き渡した製品に「欠陥」があり、それによって、他人の生命・身体や財産を侵害した場合、製造物責任法上の損害賠償責任が生じます。(ただし、当該製造物のみに損害が生じた場合は、製造物責任法上の損害賠償責任の対象外です。)

損害賠償責任を負う業者には、欠陥製品を製造した業者だけではなく、これを輸入した業者も含まれます。また、製品を製造・輸入した業者として製品に自社名を表示した業者や自社が製造・輸入を行っていると誤解されかねない表示をした業者は、その製品を製造・輸入していなかったとしても賠償責任を負うことになります。

なお、製品の販売業者は製造物責任法上の賠償責任を負いませんが、製造業者と誤認されかねない表示をしていれば責任が生じますので、注意が必要です。

2. 製品に欠陥がある場合とは

製品に欠陥がある場合とは、その製品の特性や通常の使用方法などを考慮して、「通常有すべき安全性を欠いている場合」です。

被害者側が損害賠償を請求するためには、通常の使用方法に従って使用したにもかかわらず、身体・財産に損害を及ぼす異常な事態が発生したことを証明すればよく、それ以上に異常が発生した原因を明らかにする必要はありません。被害者側の証明の負担が軽減されているのです。

(1) 使用上の注意事項の表示

製品の使用上の注意事項が適切に表示されていない場合も、製品に欠陥があるとみなされます。製品の正しい使い方、禁止される使い方、使い方を誤るとどのような危険が生じうるかをわかりやすく表示する必要があります。

上記の例では、「卓球台の天板を開く際、卓球台が倒れないように注意してください」と表示してあったとしても責任を果たしたとは言えません。危険を回避するためにはどのようにすべきかを、より具体的に示す必要があります。

(2) 通常の使用方法

通常では想定されないような危険な使用方法で使用されて損害が生じた場合には、賠償責任は発生しません。ただし、製品の使用方法は、作る側の視点ではなく、使う側の視点で捉えなければなりません。上記の例では、卓球台の天板を開く作業を二人で行っていて、二人のタイミングが少し合わないという程度であれば、想定外の使用方法とは言えません。

3. 製造業者等が免責される場合

製造業者等が以下の事項を証明した場合は、賠償責任を免れます。

(1) 開発危険の抗弁

製品の引き渡し時点における科学・技術的知見では欠陥を認識できなかったことを証明した場合

(2) 部品製造業者の抗弁

部品製造業者が、完成品や中間製品の製造業者から指示された設計に従ったことによって部品に欠陥が生じ、かつ、部品製造業者に過失がないことを部品製造業者が証明した場合

4. 時効、責任期間

製造物責任法上の賠償責任は、被害者が賠償義務者を知ってから3年で時効消滅します。

また、製品が引き渡されてから10年が経過した場合も同様です。(ただし、一定の潜伏期間がある健康被害などについては、製品引き渡しの時ではなく、被害が発生してから10年が経過した時点で賠償責任が消滅します。)

5. 終わりに

事業者は、常に製品を使用する立場に立って、通常の使い方を想定し安全性が確保されているかを確認しなければなりません。例えば、幼児や高齢者を対象とする商品では、幼児や高齢者としての使い方を想定する必要があります。使用方法などの表示の仕方にも工夫が必要です。万が一、製品に欠陥があった場合には、速やかに公表し、かつ製品を回収することで被害の拡大を防がなければなりません。事業者としての責任を果たし、信用を守るために最善の努力を心掛けたいものです。